（受託業務等勘定）

（事業収支）

（単位　千円）

款	項	金　額
事業収入		1,490,000
	受託業務等収入	1,490,000
事業支出		1,256,000
	受託業務等費	1,201,000
	財務費	55,000
事業収支差金		234,000

事業収支差金２億3,400万円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第２　契約種別

地上契約	地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
衛星契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約
特別契約	地上系によるテレビジョン放送（暫定的難視聴対策事業に係る放送として社団法人デジタル放送推進協会が行う「地デジ難視対策衛星放送」(以下「地デジ難視対策衛星放送」という。)によるものを除く。)の自然の地形による難視聴地域（以下「難視聴地域」という。)又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

地デジ難視対策衛星放送対象リストにデジタル放送難視聴地区、改修困難共聴若しくはデジタル放送混信地区として掲載された地域を基準とし協会が定める要件を備えた地域又は難視聴地域において、地デジ難視対策衛星放送により地上系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は、地上契約を適用する。

なお、普通契約又は衛星普通契約を締結していた者で、協会所定の申請を行い、平成19年10月１日になお白黒テレビジョン受信機のみを設置していた場合、放送受信契約の種別を変更しない限り、当分の間、平成19年９月30日までの契約種別を適用する。

別表第３　受信料額

契約種別	月　額	６か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,345円	7,650円	14,910円
衛星契約	2,290円	13,090円	25,520円
特別契約	1,005円	5,730円	11,180円

別表第４　受信料額（沖縄県）

契約種別	月　額	６か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,190円	6,810円	13,280円
衛星契約	2,135円	12,250円	23,890円

別表第５　多数契約一括支払における割引額

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に１件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約
50件未満	200円	90円
50件以上100件未満	230円	
100件以上	300円	

ただし、衛星契約の契約件数が97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。

別表第６　支払方法

口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
継続振込	協会の指定する金融機関、郵便局又はコンビニエンスストア等において、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払
クレジットカード継続払	協会の指定するクレジットカード会社との契約に基づき、クレジットカード会社に継続して立て替えさせることによって行う支払

別表第７　団体一括支払における割引額

契約種別	割　引　額
衛星契約	すべての契約件数を対象に、契約件数１件あたり月額　200円
特別契約	ただし、12か月前払による場合は、年額2,420円

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

四月二十二日（金）

○一般案件（抜粋）

一　ニュージーランド地震対策本部の廃止について（決定）(内閣官房)

一　平成二十三年度一般会計補正予算（第一号）等について（決定）(財務省)

○法律案

一　行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（決定）(内閣官房・内閣府本府・総務・財務省)

一　障害者基本法の一部を改正する法律案(決定)（内閣府本府)

一　東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案（決定）(国土交通・農林水産省)

一　東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案（決定）(国土交通省)

公　告

議　事　項

工場財団

長野県上田市中央六丁目12番６号**株式会社上田ケーブルビジョン**の工場財団に長野県上田市中央六丁目4011番２株式会社上田ケーブルビジョン上田放送センターの機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成23年４月26日

長野地方法務局上田支局

有権者申出方

元当局所属公証人富田**隆**夫の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成23年４月26日　　千葉地方法務局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成23年４月16日から３週間の土地家屋調査士業務の停止処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成23年４月26日

名古屋法務局長　堀部　哲夫

記

氏名　牧原　徳充

所属する土地家屋調査士会　愛知県土地家屋調査士会

登録番号　愛知第2161号

事務所の所在地　名古屋市千種区池下一丁目11番21号ファースト池下ビル４階

違反行為　登記申請意思確認義務違反